

川西市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西市下水道条例（昭和49年条例第27号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の性能、設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、公共下水道施設の健全な機能を維持し、もって公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例又は公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（システム） 生ごみを粉砕し、これを排水処理槽又は固液分離装置で処理し、その排水のみを公共下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (4) 使用者等 システムの所有者又は使用者をいう。また、集合住宅等における管理組合等、第6条に規定するシステムの維持管理を所有者又は使用者に代わって行うものも含む。
- (5) 製造者 システムを製造するものをいう。
- (6) 販売者 システムを販売するものをいう。
- (7) 維持管理業者 使用者等と維持管理契約を交わしたシステムを維持管理するものをいう。
- (8) 規格適合評価書 性能基準（案）による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。

(9) 認証書 性能基準（案）による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(10) 適合評価書 下水道協会の作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」に適合することを示す文書をいう。

（設置の基準）

第 3 条 システムは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 性能基準（案）による規格適合評価及び製品認証を受けたもの。

(2) 下水道協会の作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」に適合したもののうち、川西市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置を認めたもので、平成 28 年 3 月 31 日までにシステムに係る確認申請がなされるもの。

(3) 前号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したもの。

2 前項で規定するシステム以外のディスポーザは、設置してはならない。

3 システムの設置工事者は、川西市下水道排水設備指定工事店でなければならない。

4 システムの設置は、システムが正常に機能するように適切かつ的確に行わなければならない。

（確認申請）

第 4 条 システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）するときは、条例第 4 条第 1 項に基づき排水設備等工事計画確認申請書を提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請を行うときは、条例施行規程第 3 条の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。

(1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する（当初・変更）計画書（様式第 1 号）

(2) 規格適合評価書及び認証書の写し、又は適合評価書の写し

(3) 維持管理業務委託契約書の写し、又は維持管理業務委託契約確約書（様式第 2 号）
（申請時において維持管理契約を締結していない場合）

(4) システムの仕様書、構造図、工程図、その他図面、パンフレット等資料

(5) 排水設備設計図（ディスポーザから排水処理部までの配管図面）

- (6) 性能基準（案）に基づく設計計算書、算定根拠（生物処理タイプの場合）
- (7) 性能基準（案）に基づく維持管理要領書（点検項目、頻度及び処理水質基準等維持管理に必要な事項が記載されていること）
- (8) その他管理者が必要と認めるもの

3 前項の内容に変更がある場合は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する（当初・変更）計画書（様式第1号）と変更に係る添付書類を、管理者に提出しなければならない。

（認証マークの表示）

第5条 第3条第1項第1号に適合するシステムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。

（維持管理）

第6条 使用者等は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して第4条第2項第1号、維持管理要領書、及び性能基準（案）に基づき、適正な管理をしなければならない。

- 2 使用者等は、システムの維持管理に関して、管理者の指示に従わなければならない。
- 3 使用者等は、システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理しなければならない。
- 4 使用者等は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 製造者又は販売者は、システムを販売する時は、使用者等に対し適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

（資料の保管及び提出）

第7条 使用者等は、設置したシステムの計画書、仕様書、図面、維持管理要領書その他維持管理に関する資料等を適正に保管しなければならない。また、保守点検等を行った維持管理データを3年間保管しなければならない。

- 2 使用者等は、管理者が前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

（立入調査等）

第8条 管理者は、システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行うことができる。

2 使用者等は、前項の調査に協力しなければならない。

（使用者等の義務の承継等）

第9条 システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前5条に定める使用者等の義務等を承継する。その際、譲渡等を行った者は、譲渡等を受けた者に対してこの要綱に定める使用者等の義務等について説明し、システムに関する資料を引き継がなければならない。

2 前項に規定する承継があったときは、ディスポーザ排水処理システム承継届（様式第3号）に最新の維持管理業務委託契約書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。

（補足）

第10条 システムの設置及び維持管理について、この要綱に定めのない事項は、性能基準（案）の趣旨にのっとり実施しなければならない。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

（廃止）

2 「川西市ディスポーザ排水処理システムの下水道への接続事務取扱要綱」（平成14年4月1日施行）は、廃止する。